

第 1 回立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会において
委員から出された意見（第 2 次計画の施策体系ごとに整理）

【取組施策 2】

・本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ① 業務（介護施設職員）の中で必ず契約事務が必要になる。ひと昔前は、近所の人が手伝ってあげていた。その方がいて、生活が成り立っていたが施設入所となると契約者が必要になり後見制度利用になる（本人ができれば本人が契約）。親切でやっていた方が色々調べたりと、どんどん敷居が高くなり難しくなっていくところを今後変えていければ（敷居が低くなれば）と思う。
- ② これから自分がどうやって生きていくかを記録していくエンディングノートを皆さんが作っていれば、成年後見人がついたときに活用できる。任意後見制度は利用しないけれども、それに近い形で誠心誠意な支援ができると思う。

・後見人等に関する苦情等への適切な対応

- ① 後見人等に関する適切な苦情対応というものが、結構大きいと考える。実際に後見がついているが、本当にこの人で大丈夫なのかという人がいると思う。うまくいっている部分はあると思うが、親族との関係等、専門職後見人、後見チームが悩んでいる場合もある。こうした中で、うまくいっていないことがあるがゆえに利用促進になっていない。個別の問題で済ませるのではなく、どのようにできるかわからないが、具体的な施策を作ったうえで実際使っています、こんなことやりました、といったことが見えるような施策体系にできればと思う。

【取組施策 3】

・相談機能の充実

- ① 障害者が相談できる場所を増やしてほしい、現状は通所しているセンターや職場くらいしかない。もっと国に働きかけて使いやすい制度にしていきたい。
- ② 障害のある方への支援はまだ潜在的な方たちが多くいらっしゃると思う。やはり親なき後の課題と言われるが、家族で抱えているケース、長期入院されて地域生活に移行するにあたって支援が必要な方、いろいろな状況が考えられますので、障害のある方たちの支援体制が非常に重要と考える。

・成年後見制度の利用促進機能の充実

- ① 中核機関の中に本人をとりまくチームのコーディネーター役として、ご本人、親族からの苦情や意見を受け止めて、チームの支援の中に入れこんでいく役割を果たせたら、ご本人のケアや苦情が反映された支援につながると思う。それができると利用促進でも

いわれている、メリットを感じる後見利用につながっていくと思う。

・後見人等支援機能の充実

- ① 障害者の後見人についており、その母親から苦情があった。認知症による苦情で、母親の後見人が必要な状況になり、子ども（障害者）の後見人が市役所と掛け合い認知症の母親の後見人利用申立て等を進めていかなければならなくなった。子ども（障害者）の後見人だった人が担わなければならない状況で、後見人同士の連携も必要になってくるのかなど。そういったものも制度の中に含めていただけたらと感じる。

・関係機関・金融機関と連携

- ① 金融機関の場所を有効的に活用して、認知症ではない方達にとっての困ったときにあそこにあった、欲しいものがそこにある場所になればと思っている。障害者の方は少ないが、困らない環境を作ればと思う。
- ② 認知症サポーターの制度、エンディングノート等、相談できるといったことが大切。一つの施策としては、司法書士、弁護士を交えたセミナーを定期的で開催している。周知は、ポスター、インターネット等で行っているが利用される方が限られるため、改善点があると感じている。

信託銀行では、後見制度支援信託というものがある。信託銀行独自の物になり、敷居が高く、支店も限られる商品になるため、すべての方が利用できるわけではない。また後見制度支援預金という、家庭裁判所の現認をとり、調査書をいただき預金を作ることができる制度がある。こちらについては、積極的に周知をしていくということではないため、相談があった時には取り扱いできますといった形での話をしている。地域の課題に対する備えは、やらなければいけないことはたくさんあると感じている。

【取組施策4】

・任意後見制度の利用促進

- ① 認知症の最大のリスクは加齢。本人の意思決定支援はあらかじめ自分で決めておくことが非常に大事。高齢者福祉介護計画は0次予防やACP等、事前の備えに力を入れている。成年後見制度も事前に備えておくことが大事と考える。